

生駒市規則第 29 号

生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 15 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（条例第 2 条第 3 号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員）

第 2 条の 2 条例第 2 条第 3 号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とし、同号ア（ウ）に掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

（条例第 2 条の 2 第 3 号イの規則で定める場合）

第 2 条の 3 条例第 2 条の 2 第 3 号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

- (1) 条例第 2 条の 2 第 3 号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第 2 条の 2 第 3 号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第4条第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第5条中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改める。

第6条第3項及び第14条第2項中「第4条第2項」を「第4条第2項本文」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第17条の2 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとし、同号イに掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断は、育児休

業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

第18条第2項中「第4条第2項」を「第4条第2項本文」に改める。

様式第2号を次のように改める。

育児休業承認請求書

(任命権者) 殿	請求年月日	年 月 日
	請求者 所属 職・氏名	印
次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- (1) この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月生駒市条例第1号。以下「条例」という。)第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- (3) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- (5) 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- (6) 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月生駒市規則第4号)別表第2の7の項に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (7) 該当する口には、レ印を記入すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。